亘理町告示第70号

亘理町空き家バンク事業実施要綱を次のように定める 令和2年6月1日

亘理町長 山 田 周 伸

亘理町空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用を通して、定住を促進するために実施する亘理町空き家バンク事業(以下「空き家バンク事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 空き家 町内に存在する居住を目的として建築された家屋であって、現在居住者がいないもの又は居住者がいなくなる予定のもので、利活用できるものをいう。ただし、現在、売却及び賃貸を目的としている家屋は除く。
 - (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家 の売却若しくは賃貸を行うことができる者又は所有者が委任した 者をいう。
 - (3) 利用者 次号に規定する空き家バンクを利用して空き家の購入 又は賃借を希望する者をいう。ただし、業として土地建物の売買、 媒介、あっせん等を行う者を除く。
 - (4) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から

申し込みを受けて登録した当該空き家の情報を、必要と認める範囲 内で公開し、提供する制度をいう。

- (5) 協定団体 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会及び公益社 団法人全日本不動産協会宮城県本部をいう。
- (6) 協力事業者 協定団体の会員で、事業所を亘理町内に置き、空き 家バンク事業の趣旨を理解し、協力する事業者をいう。
- (7) 媒介等 協力事業者が、空き家バンク登録の申し込みによる空き家の現地調査及び空き家バンクに登録された空き家の所有者等と利用者の間で当該物件の売買又は賃貸借の代理又は媒介を行うことをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク事業以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込等)

- 第4条 空き家バンクに空き家に係る情報の登録を希望する所有者等 (以下この条において「申込者」という。)は、亘理町空き家バンク 登録申込書(様式第1号)及び亘理町空き家バンク登録カード(様式 第2号)に次に掲げる書類を添えて、申し込まなければならない。
 - (1) 住宅及び土地に係る登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
 - (2) 本人であることが確認できる書類(運転免許証等)の写し
 - (3) 委任状 (代理人が申請する場合)
 - (4) 空き家の敷地の所有者が当該空き家を空き家バンクに登録することを承諾したことを証明する書類(空き家の所有者と当該空き家

- の敷地の所有者が異なる場合)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類
- 2 町長は、第1項による申し込みを受けたときは、当該物件に係る媒介等を協力事業者に依頼するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による協力事業者を指定し、亘理町空き家バンク媒介等担当協力事業者指定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、協力事業者が行う現地調査に同行し、居住が可能であり適当と認めるときは当該物件を空き家バンクへ登録(以下「空き家登録」という。) するとともに、亘理町空き家バンク登録完了通知書(様式第4号)により当該申込者に通知するものとする。
- 5 町長は、前項の調査の結果その他の事情により空き家登録が適当でないと認めたときは、亘理町空き家バンク登録却下通知書(様式第5号)により申込者に通知するものとする。
- 6 次に掲げる者は、第1項に規定する登録の申し込みをすることが できない。
 - (1) 亘理町暴力団排除条例(平成25年亘理町条例第12号)第2条 第4号に規定する暴力団員等
 - (2) その他町長が適当でないと認める者 (空き家の登録情報の変更等)
- 第5条 前条第4項の規定による空き家登録を受けた所有者等(以下「登録者」という。)は、登録情報に変更があったとき又は登録を抹消しようとするときは、協力事業者に連絡するとともに、亘理町空き

家バンク登録(変更・抹消)届出書(様式第6号)により、遅滞なく 町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、登録情報を変更又は抹消するものとし、抹消に係るものについては亘理町空き家バンク登録抹消通知書(様式第7号)により登録者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による場合のほか、町長は、次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。ただし、第2号に該当することにより登録の抹消を受けた者は、第4条第1項の規定による登録の申し込みを行うことにより、再度登録することができる。
 - (1) 空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
 - (2) 登録の日から2年を経過したとき。
 - (3) 申込内容に虚偽があったとき。
 - (4) その他、登録の継続が不適当と町長が認めたとき。

(空き家の情報提供等)

第6条 町長は、登録情報を亘理町ホームページ等で公開するものとする。

(登録者と利用者の交渉等)

- 第7条 利用者は、亘理町ホームページ等で公開された当該物件を担当する協力事業者に直接交渉を申し込むものとする。
- 2 第4条第6項第1号又は第2号に該当する者は前項に規定する申 し込みはできないものとする。
- 3 町は、登録者及び利用者が行ういかなる交渉、契約等にも関与しない。

4 登録者は、売却又は賃貸の交渉(当該交渉の結果、契約を締結する場合は、当該契約を含む。)について、協力事業者に媒介を依頼しなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第8条 登録者、利用者並びに空き家登録台帳の情報を利用する者は、 次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 空き家バンクから知り得た個人情報(以下「個人情報」という。) を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、 収集、作成及び利用をしないこと。
 - (2) 個人情報を毀損又は滅失することのないよう適正に管理すること。
 - (3) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
 - (4) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

亘理町空き家バンク登録申込書

年 月 日

亘	理	町	長	殿
<u> —</u>	<u> </u>	1	11	/5×

申込者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	印
	連絡先	

亘理町空き家バンク事業実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。

- 1 登録申込物件の内容は、亘理町空き家バンク登録カード(様式第2号)に記載のとおりです。
- 2 契約交渉(下記を確認のうえ□に ✓ チェックしてください)
 - □この度の亘理町空き家バンクを利用した登録物件の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約について、町長が協定を締結した宅地建物取引業の団体会員に媒介を依頼します。
- 3 誓約(□に**✓**チェックしてください)
 - □私は、亘理町暴力団排除条例 (平成 25 年亘理町条例第 12 号) 第 2 条第 4 号に規定する 暴力団員等ではありません。
 - □私は、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者ではありません。
- 4 同意(□に**√**チェックしてください)
 - □当該物件の登録審査のため、町が固定資産税の課税資料のほか町が所有する当該物件の 情報を閲覧又は取得することに同意します。
 - □当該物件の媒介等を担当する協力事業者に所有者情報を提供することに同意します。
 - □町及び協力事業者が当該物件に立ち入り、現地調査を行うことに同意します。
 - □現地調査の結果、利活用できない状態にある場合、登録が却下となることに同意します。
 - □ 亘理町空き家バンク登録カードに記載した当該物件の情報及び現地写真を亘理町ホームページ等に掲載することに同意します。
 - □契約が成立した際は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の報酬を協力 事業者に支払うことに同意します。
 - □当該物件の売買又は賃貸借の交渉並びに契約及び契約成立後の問題等について、亘理町 は一切関与しないことに同意します。
 - ※申込みにあたり記載された個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

亘理町空き家バンク登録カード

登	· 録番号		区分	□新規	□変更	□再登録						
	住 所	〒										
所有	ふりがな エ. タ		生年月日		年 月	日生						
所有者等	氏 名	康光亚 日		<u> </u>								
守	連絡先	電話番号: FAX: Eメール:										
11-1	- /4-=r+-											
49	が件所在地 ************************************	宮城県亘理郡亘理町	古工徒	1 7Hz	2 (4at)						
	構造	□木造 □軽量鉄骨造	床 面 積		m² (
		□鉄筋コンクリート			m² (
	BB Tri- Io	□その他() □ C ※ c / c / c / c / c / c / c / c / c / c			m² (
	間取り		室) □台所	↑ □風台	5 11/1							
7-4-	(図面別添)	□その他(昭・平・令 年(築	たをいはく)						
建物	建築時期		年経過)			\						
199	英细化河	□増改築(時期及び内容: 空き家になった時期: 昭・ ³	w . A	年)						
	管理状況		 • 11	+		,						
	補修の要否	□放置 □管理あり(内容:) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □										
	一冊形グ安百	□不要 □必要(小規模・大規模) □現在補修中 - 必要箇所:										
		② ② ② ② ② ② ③ ③ ③ ③)						
敷	面積		地目	□字地)						
地	付帯物件	□駐車場(台分) □物置)						
	電気	□引込済 □その他()						
	水 道	□上水道 □井戸	排水	□下水道	□合併浄化権	#						
	給湯(台所)	□ガス □灯油 □電気	給湯(風呂)	□ガス	□灯油□□]電気						
設備	コンロ	□ガス □電気	トイレ	□水洗	□汲取り/□	□洋 □和						
加用	冷暖房	□無 □有(内容:	1	1)						
	TV配線	□無 □有(設置状況:)						
	家財等	□無 □有(賃貸時の扱い:)						
訴	取引区分	□売却 □賃貸 □売却・賃賃	貸どちらも可									
所有者意向	価 格	売却 円 賃賃	で具	円/月	額							
意	ペット飼育	屋外(□可 □否) 屋内(□	可□否)条	条件等:								
[P]	物件の改修	□可 □否 条件等:										
その)他特記事項											
			太枠内	が 亘理町ホ	ームページ等	の公開範囲						

町処理欄

受 付 日	年	月	日	現地調査日		年	月	目	
登 録 日	年	月	日	有効期日		年	月	日	
登録抹消日	年	月	日	□契約成立 □]登録抹消	口その	の他()

敷地図・間取図・外観内観写真等

シェログ	 以凶	77/1	世紀ド:	1年兄一	ナ央 -	र् ग							:

 第
 号

 年
 月

 日

様

亘理町長

亘理町空き家バンク媒介等担当協力事業者指定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました空き家バンクへの登録について、当該物件の媒介等を担当する協力事業者を次のとおり指定したので、亘理町空き家バンク事業実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

免 許 番 号 商号又は名称 代 表 者 名 事務所所在地 電 話 番 号

免 許 番 号 宮城県知事免許()第 号

 第
 号

 年
 月

 日

様

亘理町長

亘理町空き家バンク登録完了通知書

年 月 日付けで申し込みのありました空き家バンクへの登録について、亘理町空き家バンク事業実施要綱第4条第4項の規定により、登録したことを通知します。

なお、登録内容に変更等が生じた場合は、遅滞なく手続きを行ってください。

 登録番号
 第
 号

 登録日
 年
 月
 日

 有効期限
 年
 月
 日

第号年月日

様

亘理町長

亘理町空き家バンク登録却下通知書

年 月 日付けで申し込みのありました空き家バンクへの登録について、下記のとおり決定しましたので、亘理町空き家バンク事業実施要綱第4条第5項の規定により通知します。

記

- 1 物件所在地
- 2 決定内容 不適合
- 3 決定理由

亘理町空き家バンク登録(変更・抹消)届出書

年 月 日

亘 理 町 長 殿

住	所	
ふり 氏	^{がな} 名	(F)
連絲	各先	

亘理町空き家バンク事業実施要綱第5条第1項の規定により、登録に係る情報の (変更・抹消)を届け出ます。

登録番号 第 号 変更内容(抹消理由)

※登録情報の変更の場合は、様式第2号へ登録番号及び変更内容を記入し、届出書に 添付してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

亘理町長

亘理町空き家バンク登録抹消通知書

亘理町空き家バンク事業実施要綱第5条第2項の規定により、空き家バンクへの登録を抹消したことを通知します。

 登録番号
 第

 抹消理由